

子どもから大人になる進路選択

R7.2.26
あんschool



右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サンクスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる

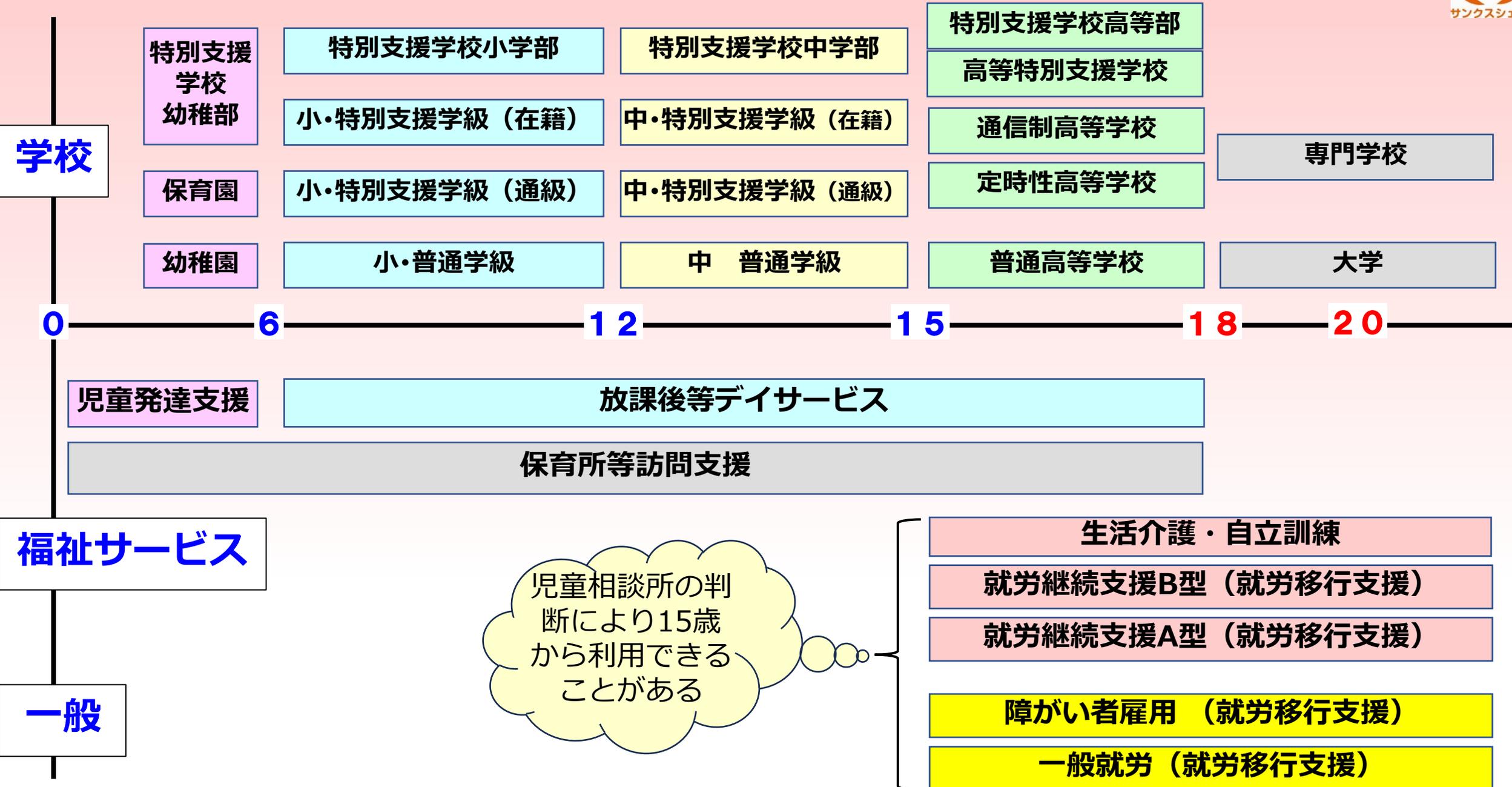


子どもから大人へ



手続き

【子どもから大人へ：進路の選択肢】



児童相談所の判断により15歳から利用できることがある

【18歳・20歳 になるとできること】

18歳

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・ 携帯電話の契約
 - ・ ローンを組む
 - ・ クレジットカードをつくる
 - ・ 一人暮らしの部屋を借りる など
 - 10年有効のパスポートを取得する
 - 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
 - 結婚
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
 - 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳

- お酒を飲む
- たばこを吸う
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得（大型自動車運転免許の取得は21歳以上）

【18歳 になるときに必要な手続き】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
福祉サービスの受給者証	18歳の誕生月の月末まで は、障害児のサービスの受給者証。翌月から障害者のサービスの受給者証となる。	誕生日の2か月程度前から (市町村役所から案内が届く)	放課後等デイサービスについては、 高校卒業まで 引き続き利用できる。 負担上限額は、本人及び配偶者のみの所得による。 (放デイを除く)
区分認定の調査	障害者のサービスの受給者証の交付を受けるにあたって、 区分認定の調査 が必要。	誕生月の3か月程度前から	※ 区分が必要なサービス 利用をする場合
自動車税・軽自動車税の減免	身体障害者手帳の交付を受けている方は、自動車が障害者本人の名義である必要がある。		

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ③ 児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 ③ 者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 ③ 者 ③ 児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む) 移動の援護等の外出支援を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練 ③ 者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 ③ 者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援
(A型=雇用型、B型=非雇用型) ③ 者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 ③ 者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 ③ 者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助
(グループホーム) ③ 者

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

主に、危険を回避するために必要な支援や外

のサービスを包括的に行います。

夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の

機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日

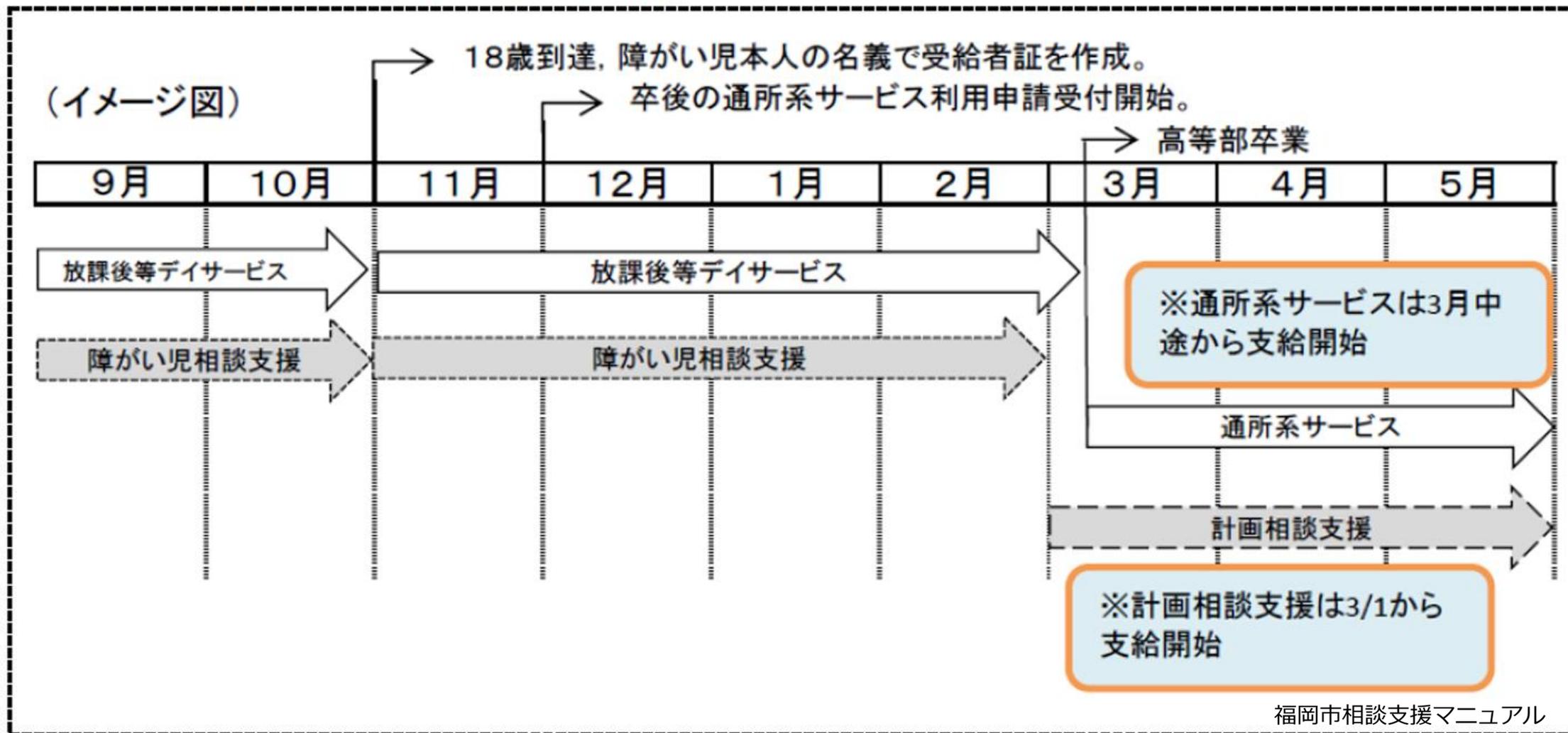
り、食事の介護等を行うとともに、創作的活

り、食事の介護等を行います。

【18歳 になるときに必要な手続き】 サービスの切り替え

1 放課後等デイサービスから障がい福祉サービスへの切り替えについて

(例)平成29年11月1日に18歳になる障がい児が、卒業後(3月)から障がい福祉サービスの通所系サービス(生活介護、就労移行支援等)を利用する場合。



【20歳 になるときに必要な手続き】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
障害年金の手続き	病院受診や診断書など必要な書類がある。	誕生月の3か月ほど前から申請が可能。	
特別障害者手当の手続き	障害児福祉手当は、お子さんが 20歳を迎える前日 で喪失。 特別障害者手当は、診断書等の書類が必要。	誕生月の3か月程度前から（市町村役所から案内あり）	障害児福祉手当 と要件が異なるので要チェック。
有料道路の割引制度	E T Cにより、有料道路の割引制度を利用している場合、E T Cカードを 障害者本人名義 に変更が必要。	誕生月の2か月前から	

【20歳 になるときに必要な手続き】 障害年金



厚生年金	障害厚生年金 1級 厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額×1.25	障害厚生年金 2級 厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額	障害厚生年金 3級 最低保証額 585,100円/年
	配偶者の加算 224,900円/年	配偶者の加算 224,900円/年	

月額
81,427円

国民年金	障害基礎年金 1級 977,125円/年	障害基礎年金 2級 781,700円/年
	子の加算 第1・2子1人につき 224,900円/年 第3子以降1人につき 75,000円/年	子の加算 第1・2子1人につき 224,900円/年 第3子以降1人につき 75,000円/年

月額
65,141円

※2020年4月現在

千葉障害年金
相談センター資料

※配偶者の加算は配偶者の年収が850万円以下である場合に加算対象となります



手続きの流れ

受診状況等証明書の取得

- 初診の医療機関へ連絡（カルテが保管されているか確認等）
- 初診の医療機関へ訪問または郵送（病院により異なりますので医療機関へ要確認）
- 受診状況等証明書の作成依頼（依頼した医療機関より前に、他の医療機関に通院していないかチェック）

診断書の取得

- 診断書作成が必要な医療機関へ出向く（認定日時点・現在）
- 可能な限り医師と面談し、日常生活や自覚症状等を伝える（面談できない場合は、メモを用意し、診断書に添付）
- 診断書は現状にあっているか等チェック。修正等は依頼する

病歴（就労状況）申立書の作成

- 受診状況等証明書、診断書が揃ってから、その内容に沿って書く（医療機関に受診していない期間も記載する）（医学的、専門的な記述でなくてよい。分かりやすく）
- 発症日、初診日の日付が診断書と一致しているか確認

戸籍などの添付書類を揃える

窓口に裁定請求書を提出

初診日の考え方

<知的障害>

知的障害者は、初診日が特定できなくても（または初診日が20歳以降であっても）、特例的に20歳前（誕生日）に初診日があるものとして取り扱う。

初診証明も不要。

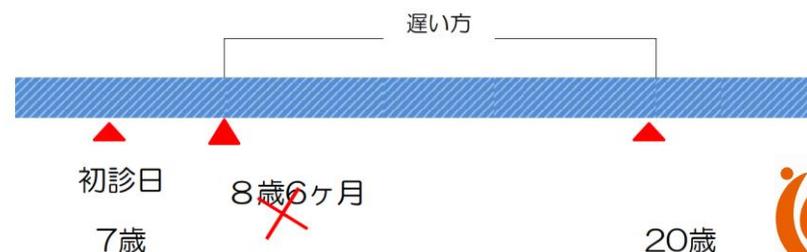
<知的を伴わない発達障害>

知的障害を伴わない発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。20歳前に初診日がある場合も**初診証明必要。**

障害認定日とは（20歳前）

初診日から1年6ヶ月と20歳の
どちらか遅い方

例)



【福祉の手引き（福岡市の場合）】

も く じ

・主な障がい福祉施策一覧表	1
1 相談窓口	
・各区福祉・介護保険課	3
・障がい者更生相談所	3
・こども総合相談センター	3
・各区健康課	4
・精神保健福祉センター	4
・心身障がい福祉センター（あいあいセンター）	4
・高次脳機能障がい支援センター	4
・療育センター（東部・西部）	5
・こども療育相談窓口	5
・発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）	5
・発達教育センター	5
・区障がい者基幹相談支援センター	6
・ユースサポートhub	6
・介護実習普及センター	7
・住宅改造相談センター	7
・認知症介護相談	7
・権利擁護のための相談窓口	7
・福岡市社会福祉協議会	
あんしん生活支援センター	8
・福岡市立障がい者就労支援センター	8
・福岡市障がい者110番	
障がい者の差別解消に関する相談	8
・障がい者の虐待に関する	
通報・届出の窓口	8
・福岡市聴覚障がい者情報センター	9
・ろうあ者相談員・手話通訳者	9
・民生委員・児童委員	9
・こころの健康相談	9
・心の相談電話	9
・身体障がい者相談員、	
知的障がい者相談員	9
・避難行動要支援者名簿	10
・避難情報配信システム	10
・NET119緊急通報システム・	
FAX119番通報	10
2 手帳	
・身体障害者手帳の交付	11
・療育手帳の交付	12
・精神障害者保健福祉手帳の交付	13
3 医療・リハビリテーション	
・重度障がい者医療費助成制度	14

・自立支援医療制度	15
・後期高齢者医療制度	15
・療育センターの療育の給付	16
・すこやか歯科健診	17
・心身障がい福祉センター（あいあいセンター）	17
・東部療育センター	18
・西部療育センター	18
・療育訓練	18
4 難病等	
・特定医療費（指定難病）助成事業	19
・指定難病要支援者証明事業	19
・特定疾患治療研究事業	19
・小児慢性特定疾患医療費助成事業	19
・在宅人工呼吸器使用者支援事業	19
・在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	20
・福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業	20
・難病講演会・相談会	20
・難病患者等訪問指導事業	20
・福岡県難病相談支援センター／	
福岡市難病相談支援センター	21
・特定疾患治療研究事業	21
・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	21
・肝炎治療特別促進事業	21
・特定医療費（指定難病）支給認定の対象疾病一覧	22～24
5 手当・年金・給付金等	
・特別障がい者手当	25
・障がい児福祉手当	25
・福岡市重度心身障がい者福祉手当	26
・外国人重度心身障がい者給付金	26
・特別児童扶養手当	26
・児童扶養手当	27
・災害遭児手当	27
・年金制度	28
・障害基礎年金（国民年金）	28
・特別障害給付金	29
・障害厚生年金	30
・産科医療補償制度	30
・心身障害者扶養共済制度	31
・生活福祉資金（福祉資金）	31
・在宅酸素療法者に対する電気料助成事業	32
・自動車運転免許取得の助成	32
・自動車改造費の助成	32

新型コロナウイルスの影響により、事業等によっては記載内容に変更がある場合があります。



6 障害者総合支援法のサービス	
・サービスを利用できる人	33
・サービスの種類など	33
・障がい福祉サービス利用までの流れ	34
・障がい支援区分	35
・障がい支援区分と利用できるサービス	35
・障がい福祉サービスを利用したときの費用	36
・地域生活支援事業を利用したときの費用	36
・高額障がい福祉サービス費	37
・障がい者等地域生活支援協議会	38
7 障がい児の主な福祉制度・サービス	
・サービス受給者証について	39
・受給者証で利用できる福祉サービス	40
・児童発達支援等（受給者証のサービス）	
の利用者負担について	41
・その他の主なサービスについて	42～44
8 生活用具等	
・補装具費の支給	45
・日常生活用具の給付	46～49
・福祉電話等の給付・貸与・声の訪問	50
・緊急通報システム機器の設置	50
・徘徊知的障がい者捜索システム事業	50
・点字図書給付事業	50
9 在宅サービス	
・居宅介護（ホームヘルプ）	51
・重度訪問介護	51
・訪問入浴サービス	51
・短期入所	52
・日中一時支援（日中預かり）	52
・重度障がい者入院時コミュニケーション支援	52
・地域移行支援	53
・地域定着支援	53
・自立生活援助	53
・訪問型在宅レスパイト事業	53
・特別支援学校放課後等支援事業	54
・医療的ケア児在宅レスパイト事業	54
・配食サービス	55
・強度行動障がい者集中支援	55

10 外出の支援	
・移動支援	56
・同行援護	56
・行動援護	56
・「ふくおか・まごころ駐車場」制度	57
・駐車場禁止除外指定車標章	58
・専用場所駐車標章	59
・市営駐車場等の利用料金の減免	59
・市営自転車駐車場の利用料金の減免	59
・歩行困難な身体障がい者が利用する自転車の取扱い	60
・福岡市バリアフリーマップ	60
11 交通	
・福祉乗車券・福祉乗車証の交付	61
・福祉タクシー料金の助成	61
・障がい者移送サービス	62
・タクシー料金の1割引制度	62
・福岡市地下鉄料金の割引	62
・市営渡船運賃の割引	63
・JR九州（鉄道）	63
・JR九州バス	64
・西鉄電車（天神大牟田線・貝塚線）	64
・西鉄バス	65
・昭和バス	65
・航空	65
・有料道路	66
12 社会参加	
・補助犬	67
・手話通訳者の派遣	67
・市議会傍聴時の手話通訳者の派遣	67
・要約筆記者の派遣	67
・盲ろう者通訳・介助員の派遣	68
・市政だより・市議会だより	
（点字版・デジター版・音楽CD版・テキスト版）	68
・会議録・議会月報（フロッピーディスク版）	68
・市ホームページ	68
・音声コードUni-Voiceの使い方等の支援	68
・郵便等投票制度	68
・代理記載制度	69
・視覚障がい者誘導ブロック、視覚障がい者用付加装置付信号機	
（音響装置付信号機）、福祉用公共電話の設置等	70
・日常生活自立支援事業	70
・成年後見制度利用支援	70
・親なき後支援事業	70
・障がい者社会参加推進センター	70
・福祉バスの利用	71
・重度訪問介護利用者の大学修学支援	71

13 就労	
・就労移行支援	72
・福岡市立障がい者就労支援センター	72
・障害者就業・生活支援センター	72
・公共職業安定所（ハローワーク）	72
・福岡障害者職業センター	72
・福岡障害者職業能力開発校	73
・高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部	73
・たばこ小売販売業の許可	73
・重度障がい者等就労支援事業	73
・障がい者施設商品	
アンテナショップ・カフェ	74
14 税の控除・減免	
・所得税	75
・市民税・県民税（住民税）	75
・固定資産税	76
・事業税	76
・相続税	76
・贈与税	76
・自動車税（種別割・環境性能割）	
軽自動車税（環境性能割）	77
・軽自動車税（種別割）	77
15 公共料金等の割引	
・NHK放送受信料	78
・NTT電話番号案内料	78
・郵便料金	79
・携帯電話の基本使用料の割引	79
・J:COM(ジェイコム)ハートフルプラン	79
16 住宅	
・障がい者グループホーム	80
・市営住宅の入居申し込み	80
・障がい者等住宅改造助成	80
17 スポーツ・文化・レクリエーション	
・さんさんプラザ（障がい者スポーツセンター）	81
・福岡市障がい者スポーツ協会	82
福岡市障がい者スポーツ協会事業計画	83
福岡市障がい者スポーツ大会	84
全国障害者スポーツ大会	84
障がい者ボウリング大会	85
市内のスポーツクラブ・文化サークル	85
・ふくふくプラザ（福岡市民福祉プラザ）	86
・字幕入り映像ライブラリー	86
・郵送による図書の貸出	86

・電子書籍の貸出	86
・福岡市立点字図書館	86
・文化教室	87
・会議室・研修室の利用	87
・社会適応訓練	87
・在宅重度障がい者レクリエーション	88
・在宅障がい児親子レクリエーション	88
・ABURAYAMA FUKUOKA（油山牧場・市民の森）	
パーベキュー場 ユニバーサルハウス	88
・福岡市動植物園（植物園エリア）「香りの路」	88
・各種施設利用料金の減免	89～91
18 啓発活動	
・障がい者週間	92
・世界自閉症啓発デー（発達障がい啓発週間）	92
・ボランティアの養成等	92
・地域保健福祉の推進	93
・社会福祉協議会	93
・ボランティアセンター	94
19 事業所・施設・グループホーム	
・障がい福祉サービス事業所	
（通所施設・入所施設）	95～110
・障がい者グループホーム	111～117
・地域活動支援センター	118
20 障がい児の事業所・施設	
・障がい児入所施設	119
・障がい児通所施設	119～127
21 資料編	
・法律等	128～130
・身体障害者障害程度等級表	131～132
・障害者総合支援法の対象疾病一覧	133～134
・障害者に関係するマークについて	135～136
・お知らせ	
（ハート・プラスマーク、ヘルプカード）	137
・関係窓口	138～141
・消防FAX通報カード	142

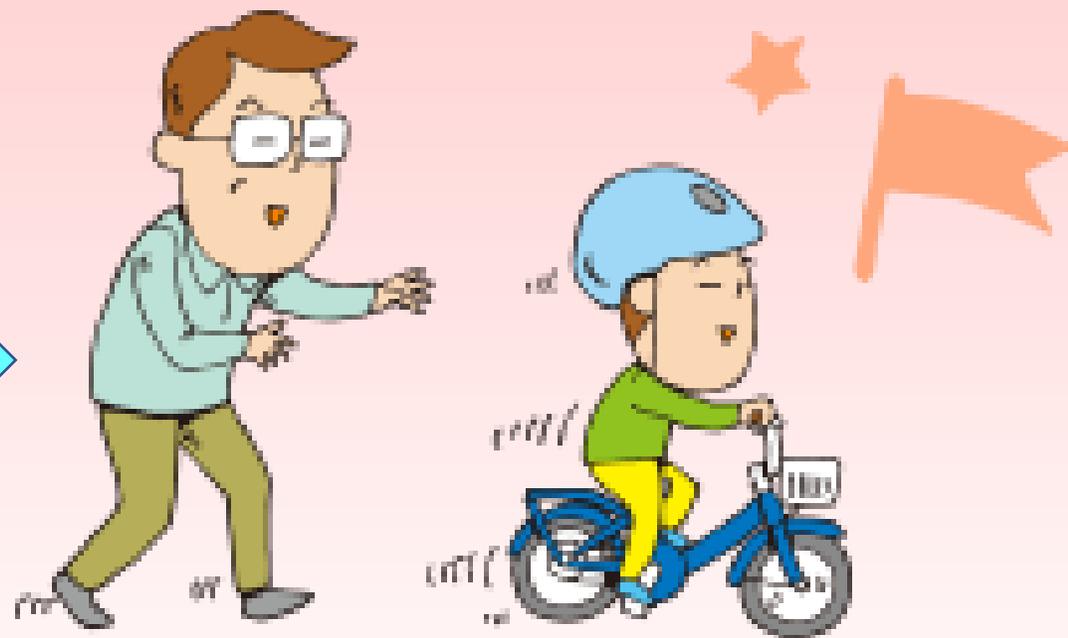
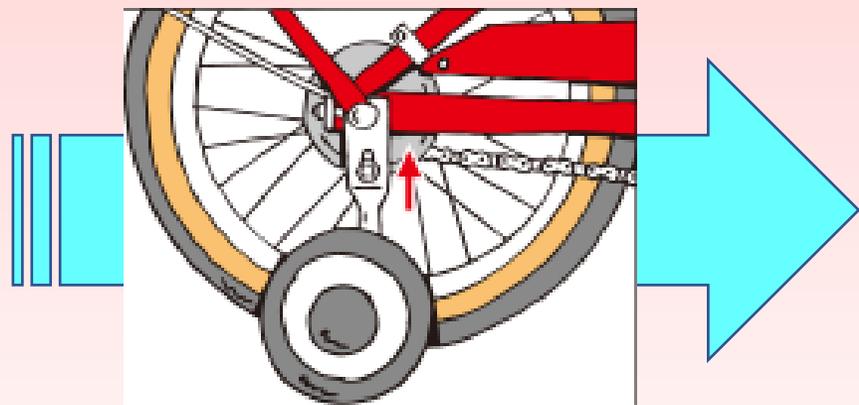
「障がい」の表記について
「障害」の表記について、「害」に否定的な意味があるため、「障害者」のように人に関連して使用する場合に、ひらがなで表記することにしており、ご理解をお願いします。（団体名などの固有名詞や法令に基づく名称などは除きます。）

※サービスの利用にあたっては、事前申請が必要な場合があります。わからないことがあるときは、必ず事前に、それぞれの窓口にておたずねください。



本人に育ってほしいこと

- 外に出て社会体験をする（失敗をする）
- 要求を出せること（依頼ができる）
- 人に好かれること



子育て = 補助輪
つけ



補助輪
はずし



ひとりのできる

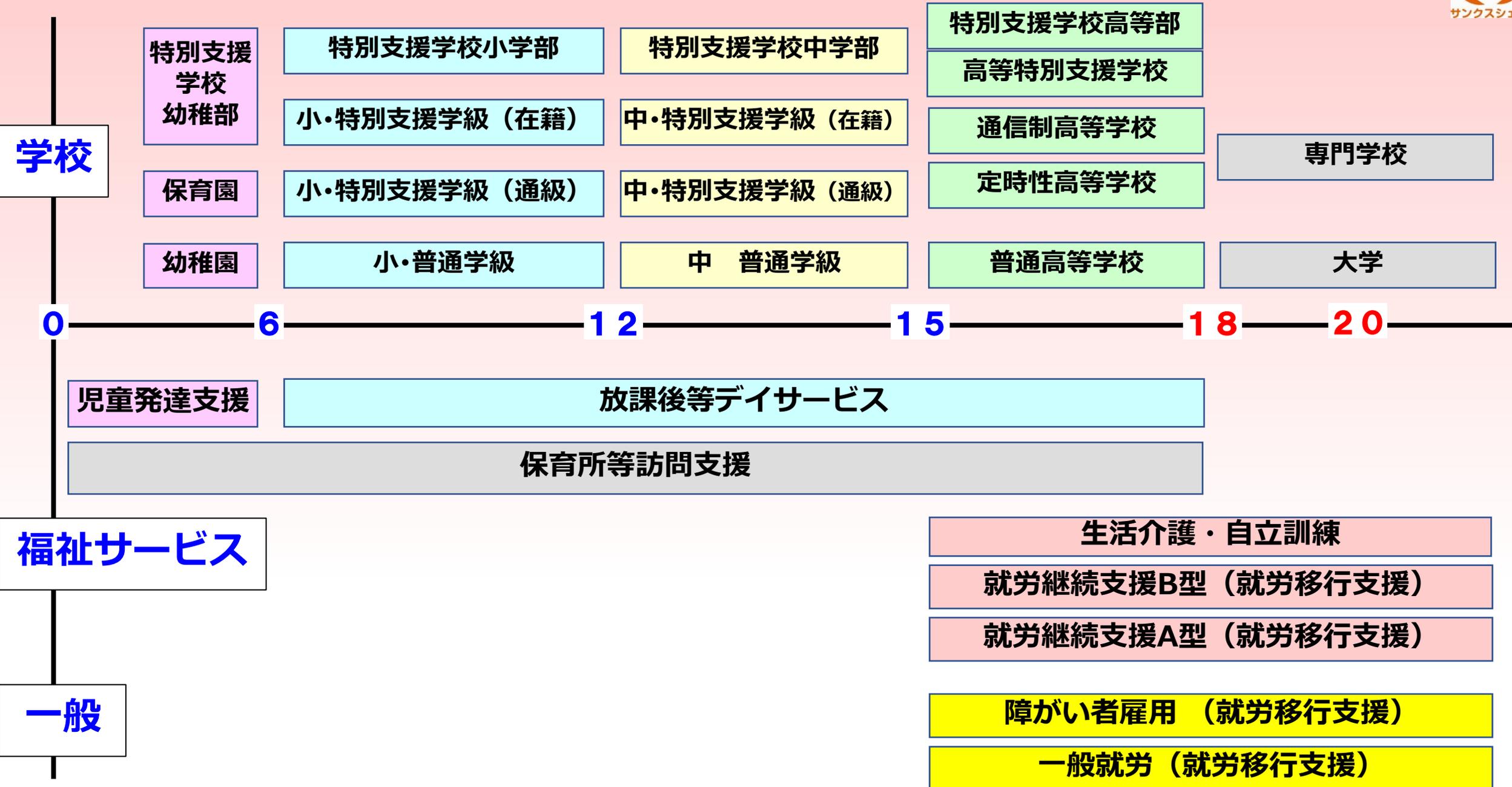
手助けの量

子どもから大人へ

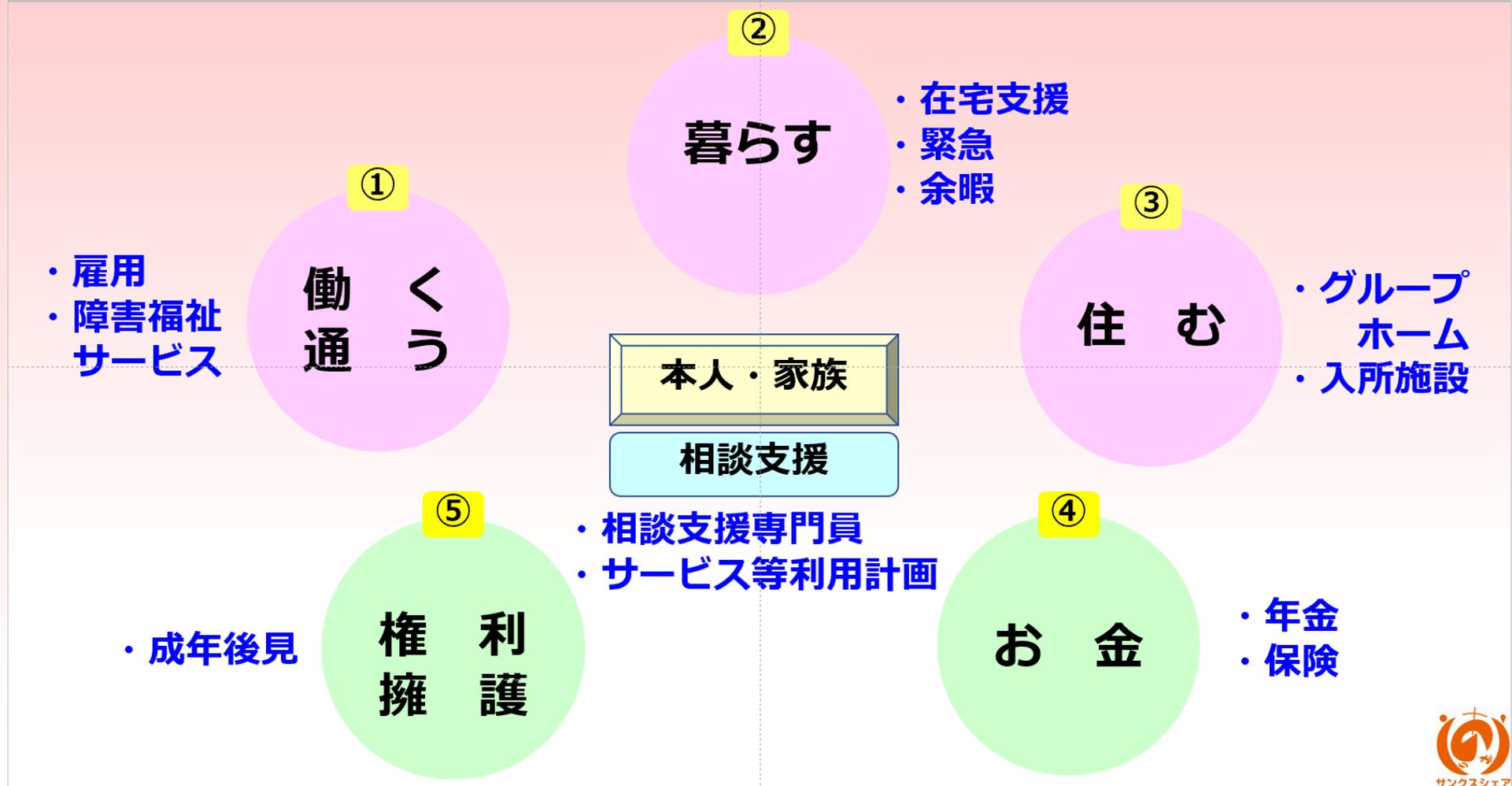


進路の選択肢：納税者か否か

【子どもから大人へ：進路の選択肢】



【子どもから大人へ：5つの視点】



① 働く・通う

福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がいを公表せずに就労	障がいがない人との区別なし（全年齢平均額32.3万円）
一般就労（障がい者雇用）	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度 身体21.5万 知的・精神・発達12万前後
就労継続支援A型	福祉サービス （会社と雇用契約）	最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円
就労継続支援B型	福祉サービス（工賃）	最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり
生活介護	日常的に介護が必要な日中の居場所（工賃）	数千円 就労困難

障害者総数約1,160万人^(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約480万人^(※2)

(内訳：身体436.0万人、知的109.4万人、精神614.8万人)

(内訳：身体101.3万人、知的58.0万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約30.2% 就労系障害福祉サービスの利用が約33.0%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和3年は約2.1万人が一般就労への移行を実現

【障がい者の人口】

障害者の総数
約1,160万人

18～64歳の障がい者
約480万人

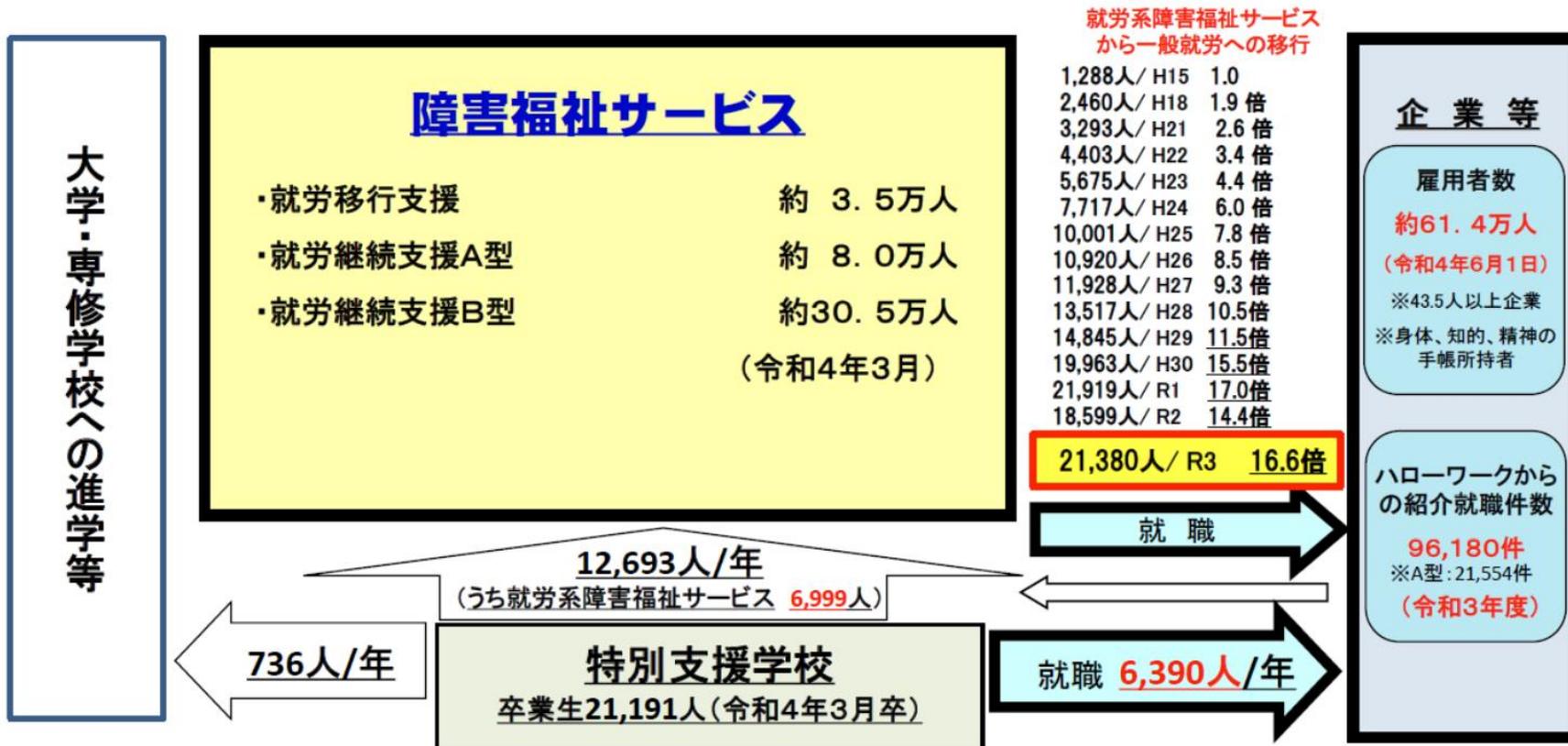
【就労支援対象者】

特別支援学校→一般企業
約30.2%

特別支援学校
→福祉サービス
約33.0%

就労系福祉サービス
→一般企業

21,380人
(H15比16.6倍)





つくし更生会について

ABOUT

- 奇跡① 障がい者の法定雇用率100%
- 奇跡② 補助金なしで株式会社として成立
- 奇跡③ 廃棄物処理施設の運転・管理で全国トップクラス
- 奇跡④ 社員が成長し、イキイキと仕事しているという外部評価
- 奇跡⑤ 辞めたいと言ってくる社員がほとんどゼロ
- 奇跡⑥ 合否関係なく候補者に喜ばれる採用面接
- 奇跡⑦ ずっと昔から「SDGs」「ダイバーシティ」「理念経営」を実践



企業の理念例

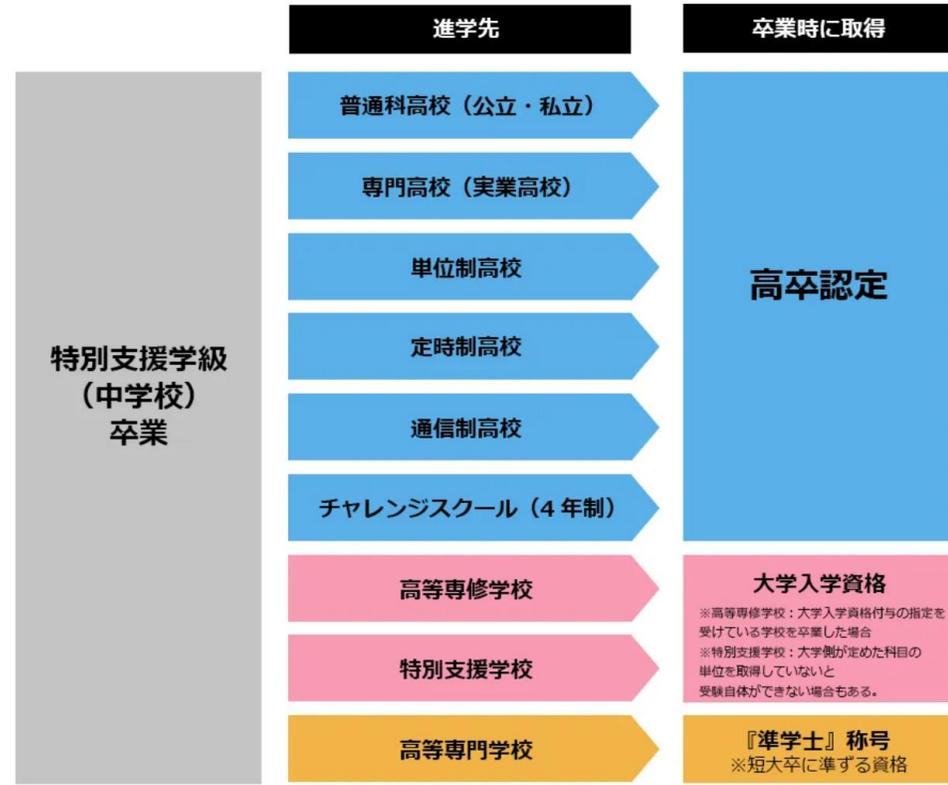
- ① 【「教え方」ですべてが変わる】 社員の生産性が高まる接し方
社員の「できない」には背景、理由がある
→ 「できる可能性がある」と信じて教える
- ② 【人件費を削らずに利益増】 社員の心理的コストを下げ、業務に集中しやすく
心理的な要因はすべてに影響する
→ 「社員の心理的コスト」を下げ、効率よく利益増

学校の選択（小中）

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の点数なし	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になる傾向が強くなっている（入学者増のため）	

学校の選択（高校）

学校	解説
普通高等学校	高等学校卒業資格あり
専門高校（実業高校） 単位制高校 定時制高校	高等学校卒業資格あり
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム
特別支援学校（高等部）	高等学校卒業資格なし



費用5万円/月程度

一般企業就職
4人に一人

通信制高校の事例

学校法人角川ドワンゴ学園
N高等学校・S高等学校

入学相談窓口
☎0120-0252-15
平日10:00~19:00

説明会・相談会

資料請求(無料)



Net course
ネットコース



Commute course
通学コース



Tutoring course
個別指導コース



Open Campus
オープンキャンパス

ネットの高校とは？

N高等学校・S高等学校はKADOKAWA・ドワンゴが創るネットと通信制高校の制度を活用した、新しいネットの高校です。生徒数は両校合わせて26,197名になります（2023年9月30日時点）。

 N高等学校

詳しくみる →

 S高等学校

詳しくみる →



「働く」：生活や就労関係等の訓練の支援を受ける訓練等給付

居住支援系	自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

「通う」：居宅や通所により、介護の支援を受ける介護給付

サービス内容

				サービス内容
訪問系	介護給付	居宅介護	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系	施設系	短期入所	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	

※厚生労働省HPより

【生活介護サービス】

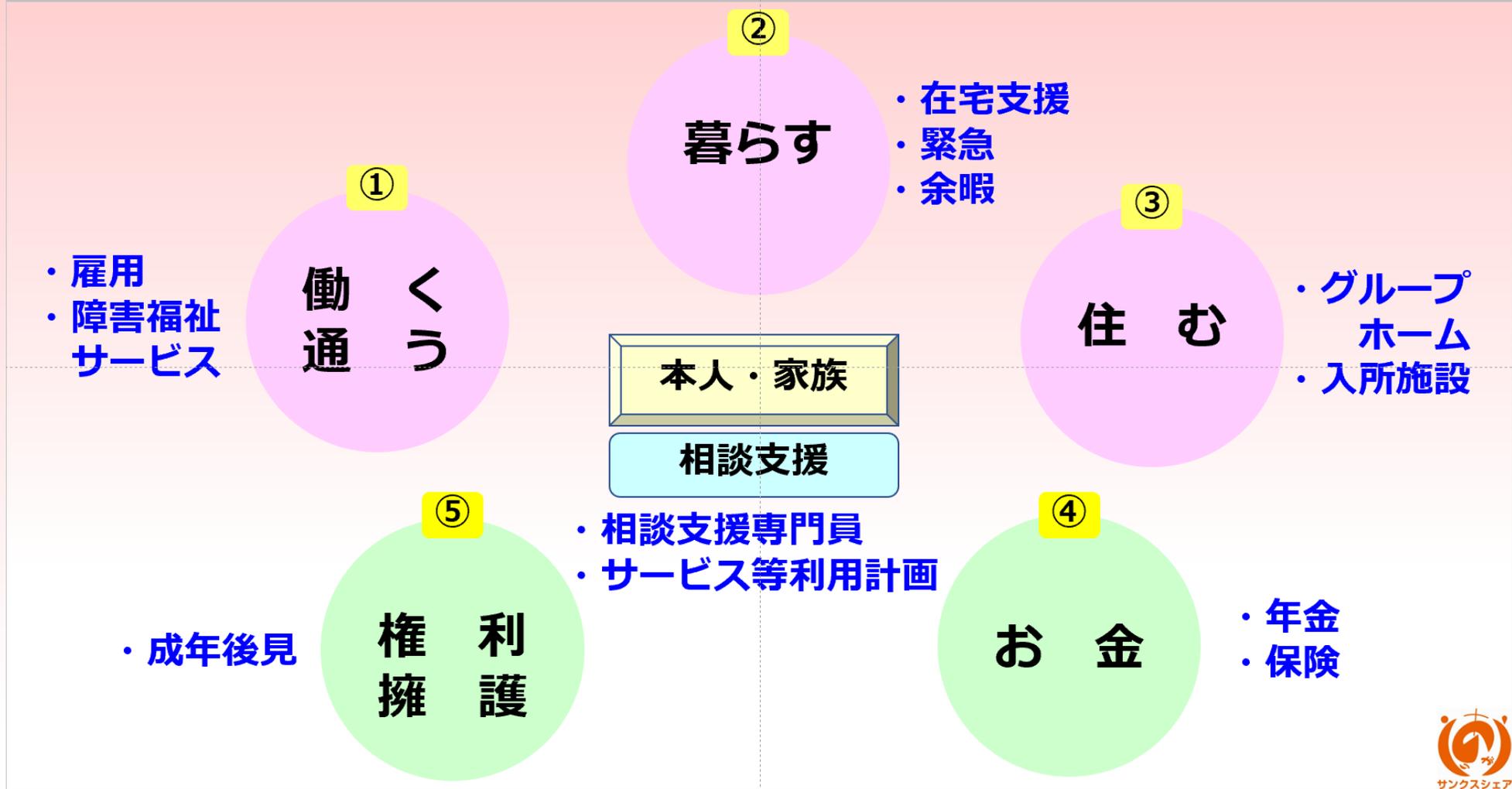
障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- (1) 障害支援区分が**区分3**（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- (2) 年齢が**50歳以上**の場合は、
障害支援区分が**区分2**（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者
- (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者による**サービス等利用計画案**を作成する手順を経た上で、市町村により利用の組合わせの必要性が認められた者

【子どもから大人へ：5つの視点】



② **暮らす**

・ 障がい支援区分 1 以上

① 家事サポート

- 居宅介護の家事援助
- 調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認
- 病院の薬とりの代行 など

② 身体の介護

- 居宅介護の身体介護、重度訪問介護、
- 訪問入浴サービス（移動入浴車）
- 入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

③ 外出支援

- 移動支援、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい）
- 重度訪問介護
- 外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等



楽しい絵画



パソコン



収穫祭

令和7年 February 2月 東障がい者フレンドホーム 月間予定表

曜日 日 月 火 水 木 金 土

日付							1
午前	2/13(木) ふれあいダンス交流会 2/21(金) 介護者支援講座 2/3(月)~9(日) 福岡市障がい児・者美術展 入賞作品展 inギャラリー風						スポーツレク
午後	是非ご参加ください~◎						たんぼぼ

日付	2	3	4	5	6	7	8
午前	たのしい絵画①	休館日		ツナグYOGA①	大人の絵画	サポーター会議	親子リトミック
午後	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			リズム遊び
午前	松島遊遊ランド	休館日	ゲンキ体操		健康すいすい		音楽クラブ①
午後			幼児リトミック	松島くらぶ 3B体操	ドラムクラブ		音楽クラブ②

日付	9	10	11	12	13	14	15
午前	書道①	休館日	建国記念日 休館日	あすなろ	チューリップくらぶ	はがき絵	ウォーキング
午後	書道②			青葉のたまり場			
午前	松島遊遊ランド	休館日	休館日		ふれあいダンス交流会	ふよう余暇(運動)	よさこい
午後						ドラムクラブ	

日付	16	17	18	19	20	21	22
午前	たのしい絵画①	休館日		ツナグYOGA①	大人の絵画	介護者支援講座	親子リトミック
午後	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			リズム遊び
午前	松島遊遊ランド	休館日	ゲンキ体操	茶道	健康すいすい		音楽クラブ①
午後			和白白出張	ピアひがし		3B体操	音楽クラブ②
午後			幼児リトミック		ドラムクラブ		

日付	23	24	25	26	27	28
午前	天皇誕生日 休館日	休館日		あすなろ	チューリップクラブ	はがき絵
午後				東つ子(中高)	リラックスヨガ	ふよう余暇(絵画)
午後			キッズエンジェル		ドラムクラブ	食友会



和太鼓

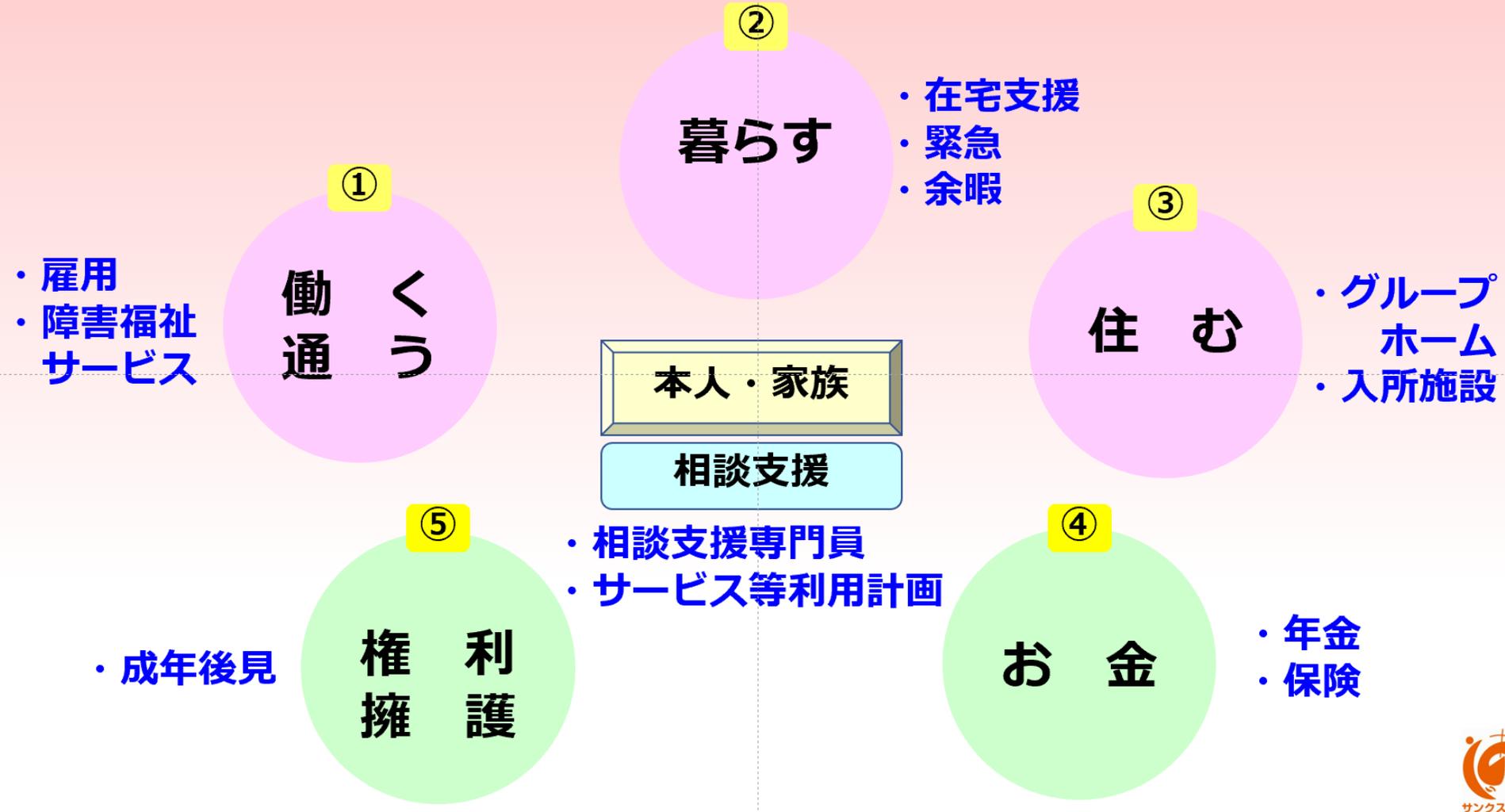


音楽クラブ



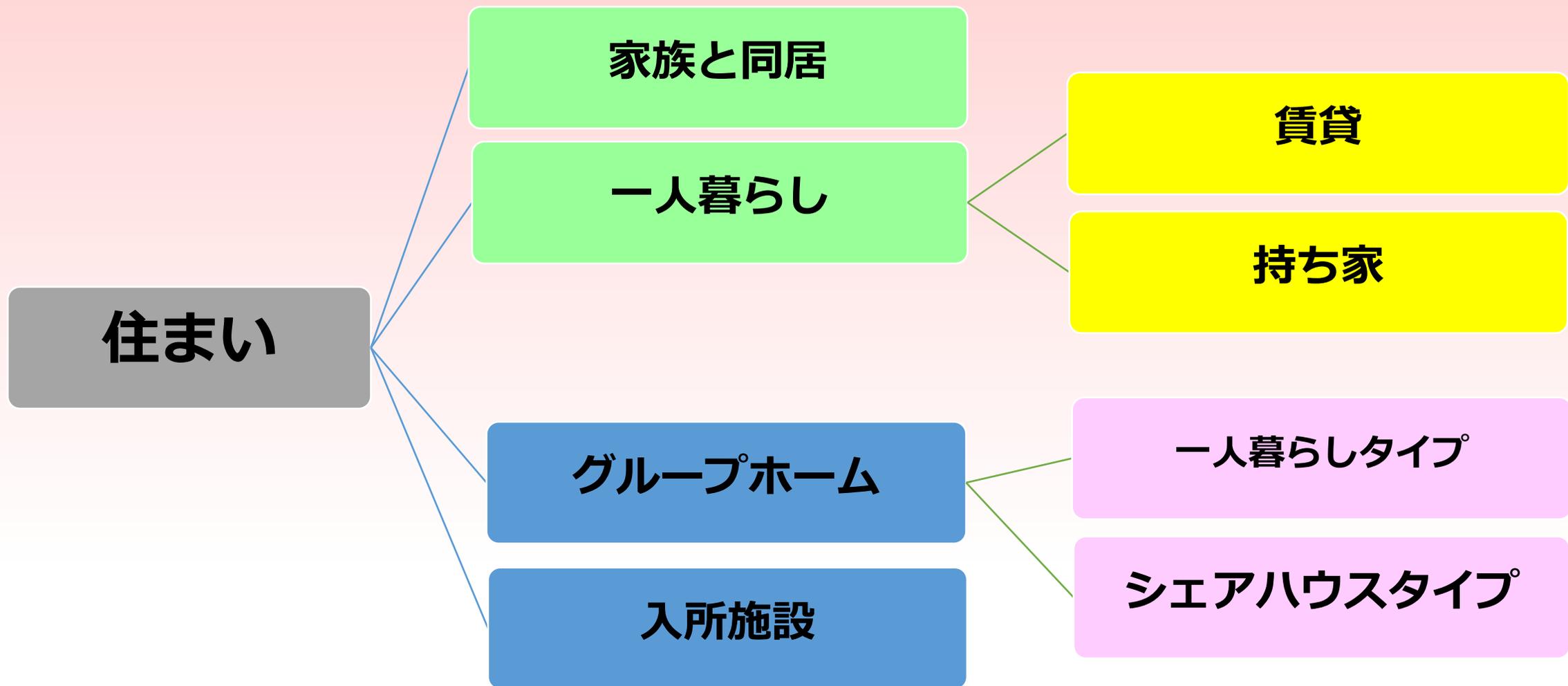
そば打ち

【子どもから大人へ：5つの視点】



③ 住む





地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

	共同生活援助（グループホーム）		
種類（制度）	①介護サービス包括型	②外部サービス利用型	③日中サービス支援型
対象者	障がい支援区分に関わらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数 (令和2年4月時点)	7718事業所	1312事業所	182事業所
利用者数 (令和2年4月時点)	114,554人	15,551人	2,344人

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋

項目	グループホームでのおおよその支出金額	備考
利用料	0円	※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、 毎月9,300円、18,600円の負担がある方もいる。
家賃	2万円～4万円	※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。
光熱費	1万円	
日用品	3,000円～5,000円	
食費	25,000円～30,000円	※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 (食事提供加算)
通信費	5,000円	
おこづかい	5,000円～10,000円	※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。
その他	医療費、保険、サポートにかかるもの	※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用 する場合は利用料や後見報酬など。
合計	多めの額で計算すると・・・計：9万円	※10万円-家賃補助1万円=9万円

原則：年金から食費・光熱水費を支払って、**25,000円以上が手元に残る設定**

手元に残る額 ①+②		食費・光熱水費 (上限54,000円で施設が設定)		補足給付 で支払う
		実負担額 ③+④		
①「その他生活費」 1) 障害基礎年金1級 28,000円 2) 障害基礎年金2級 25,000円	②66,667円を 超えた収入の50%	③66,667円 - 「その他生活費」	④66,667円を 超えた収入の50%	
収入 = 年金収入 + 就労収入(控除有り) + 他の収入(控除の可能性有り) - 必要経費				補足給付

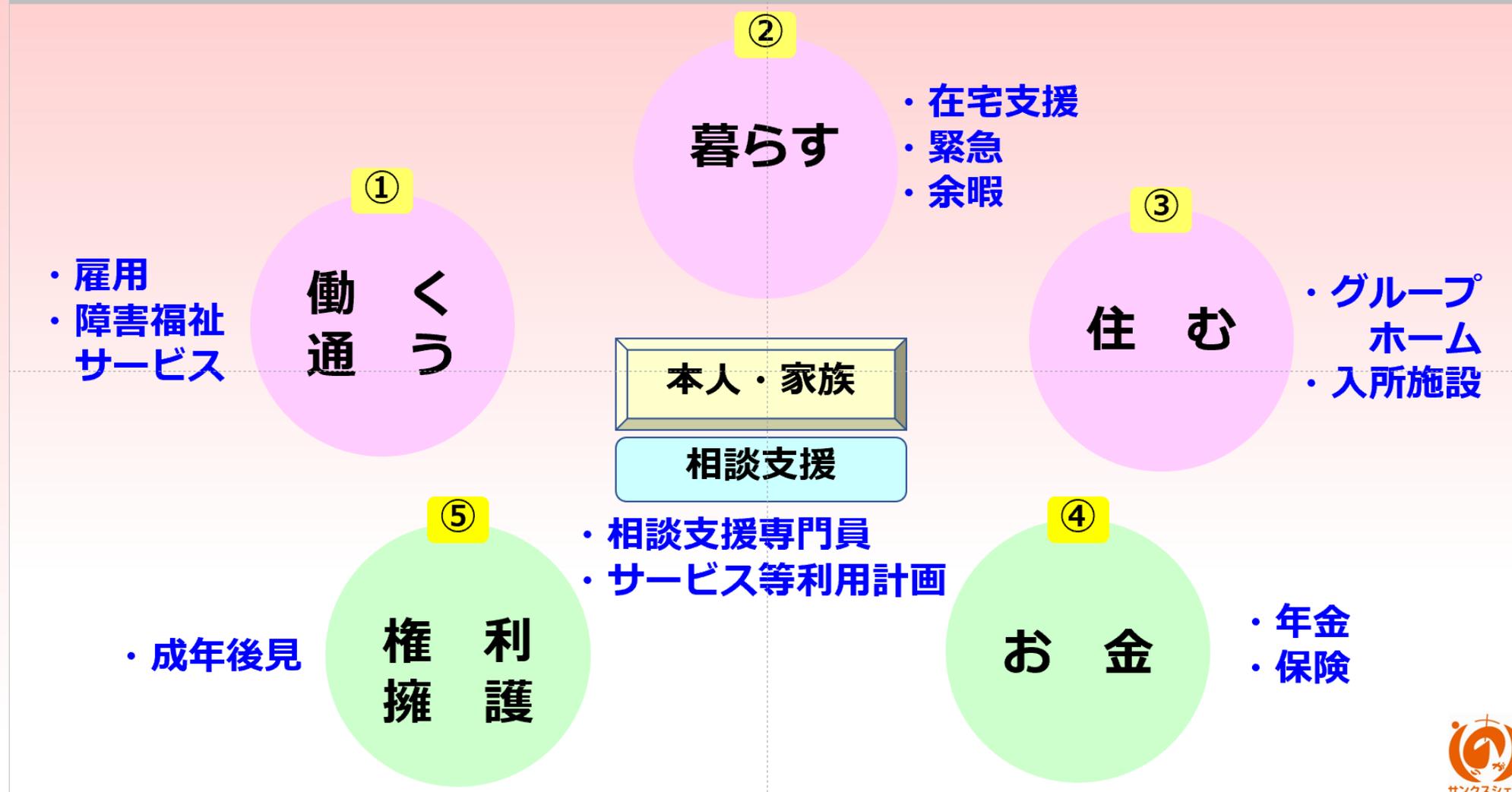
【年齢25歳の入所者の例／月】

年金収入(1級)：87,632円 食費・光熱水費：54,000円 作業工賃：5,000円 国保：1,896円

・手元に残る額・・・37,534円

・実費負担・・・・・・48,201円 (+補足給付5,799円 = 食費・光熱水費54,000円)

【子どもから大人へ：5つの視点】



④ お金

主な保険の種類

生命保険

被保険者（保険の対象者）の死亡または生存に関して、一定額の保険金が支払われる保険
（学資保険や個人年金保険を含む）

損害保険

偶然の事故によって生じることのある損害を穴埋めする保険
（自動車保険や火災保険）

傷害疾病定額保険

被保険者がケガしたり病気になったりした場合に、一定額の保険金が支払われる保険
（医療保険やガン保険、所得保障保険）

保険の登場人物（保険法2条）

- 【保険者】 保険契約に基づいて、保険金を支払う保険会社
- 【契約保険者】 保険契約に基づいて、保険料を支払う人
- 【被保険者】 保険の対象となる人
- 【保険金受取人】 保険会社から支払われる保険金を受け取る権利がある人

／ 入っておくとあんしん。こんな保障も ／

入院（ケガ）

ショートステイ中にアルカリ洗剤を誤飲して入院



3万4千円

入院（ケガ）

出勤中に自転車で転倒し左大腿骨骨折



33万6千円

入院（病気）

誤嚥性肺炎



21万円

入院（病気）

腸閉塞



15万円

入院（病気）

新型コロナウイルス



21万3千円

傷害通院

スーパーの実習中に包丁で人差し指を切った



4千円

個人賠償責任補償

学校の送迎車に乗車中、他生徒の眼鏡を破損



1万3千円*

個人賠償責任補償

施設の壁と扉を破損



42万5千円*

個人賠償責任補償

自転車走行中に歩行者にぶつかり左膝などを骨折させた

912万円*

権利擁護

言いくるめられて携帯を契約させられた



38万6千円

権利擁護

勤務先でパワハラを受けた



46万9千円

特定疾病入院

特定疾病（精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかん）で入院

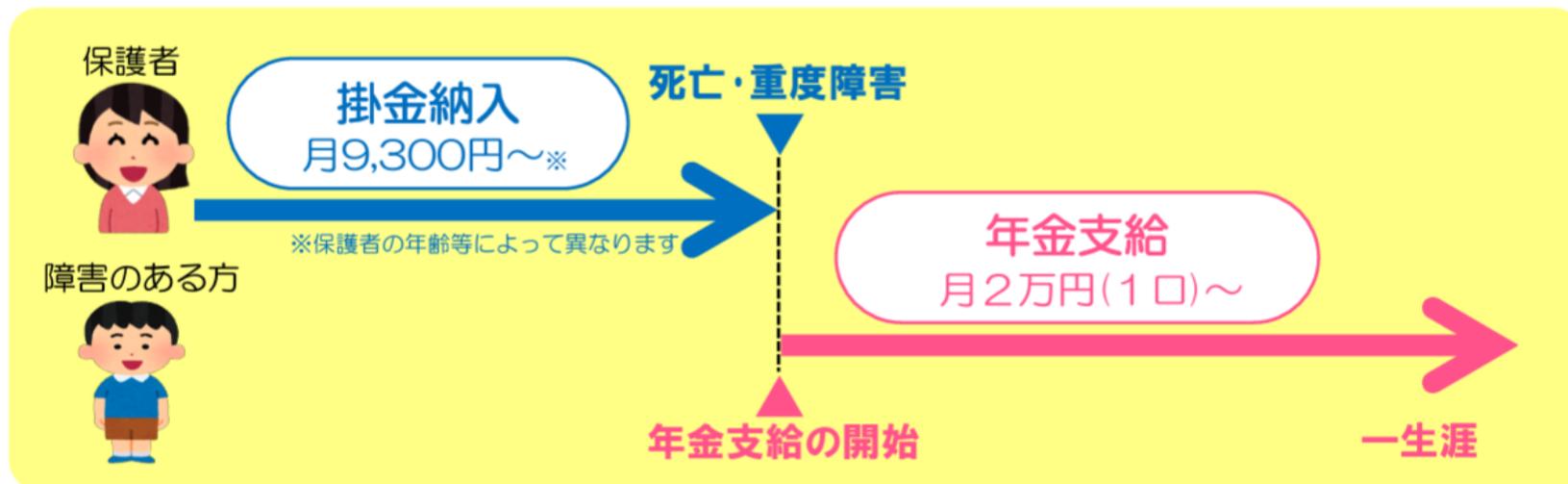
日額3千円

* 表示単位未満切り捨て

ぜんち共済
株式会社資料

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、

障害のある方へ、終身年金を支給します。



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

**毎月2万円
の終身年金**

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給されます。**(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「**付加保険料**」が**必要ない**ため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

**公的制度
だから安心**

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

【相続】

ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引き継ぐこと（亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうこと）

【遺産】

- ・ 現金や預貯金
- ・ 株式等の有価証券
- ・ 車や貴金属等の動産
- ・ 土地や建物等の不動産
- ・ 借入金等の債務
- ・ 賃借権、特許権、著作権等の権利

相続の方法

法定相続

遺言による相続

分割協議による相続

信託とは

- ・ 自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう制度

1. 自分の大切な財産を、
信頼できる人に信託する



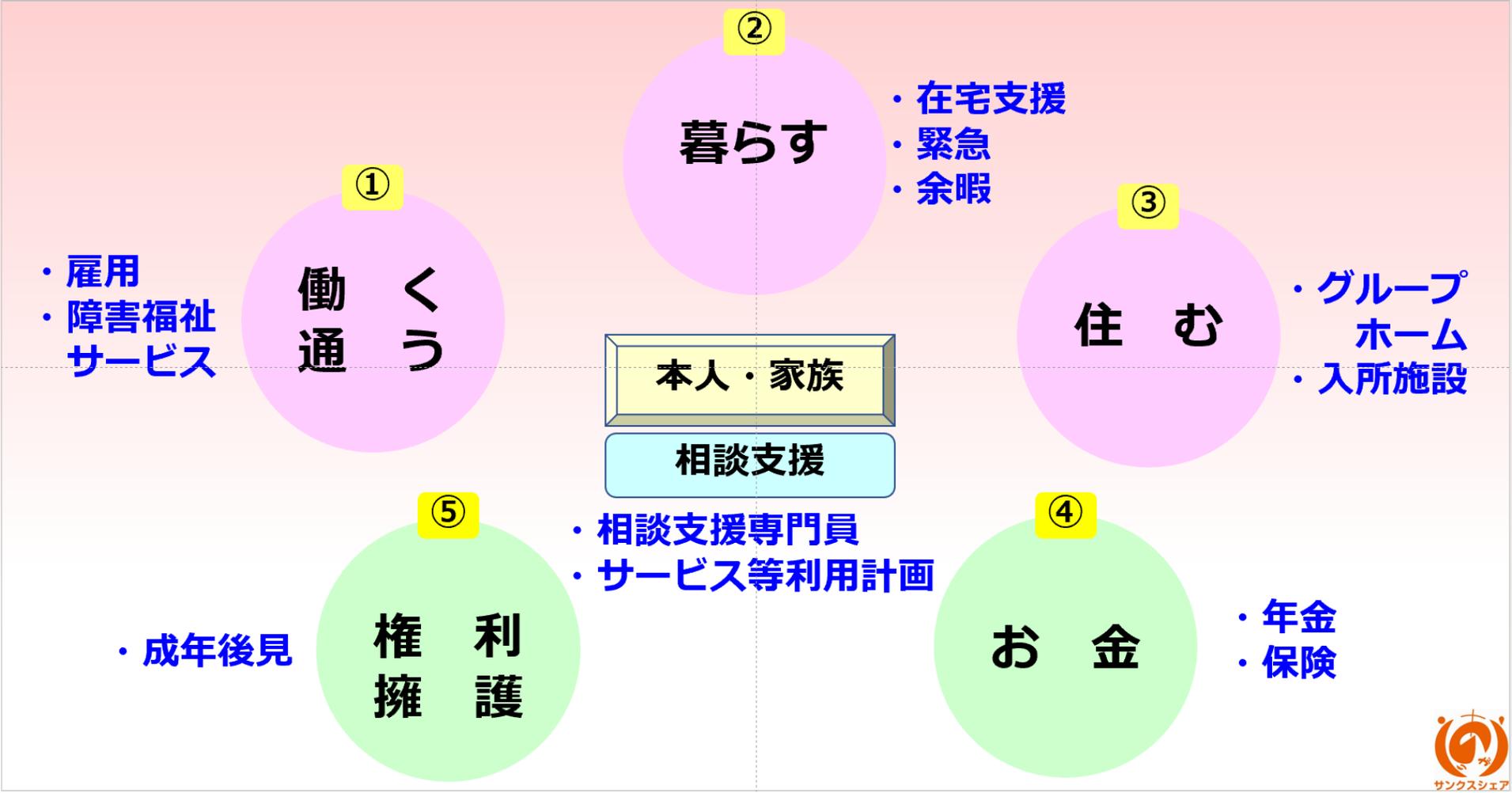
受託者

2. 受託者は信託された財産を
管理・運用し、そこから生まれた
利益を受け取る

3. 受託者が指定した人
(受益者) に渡す



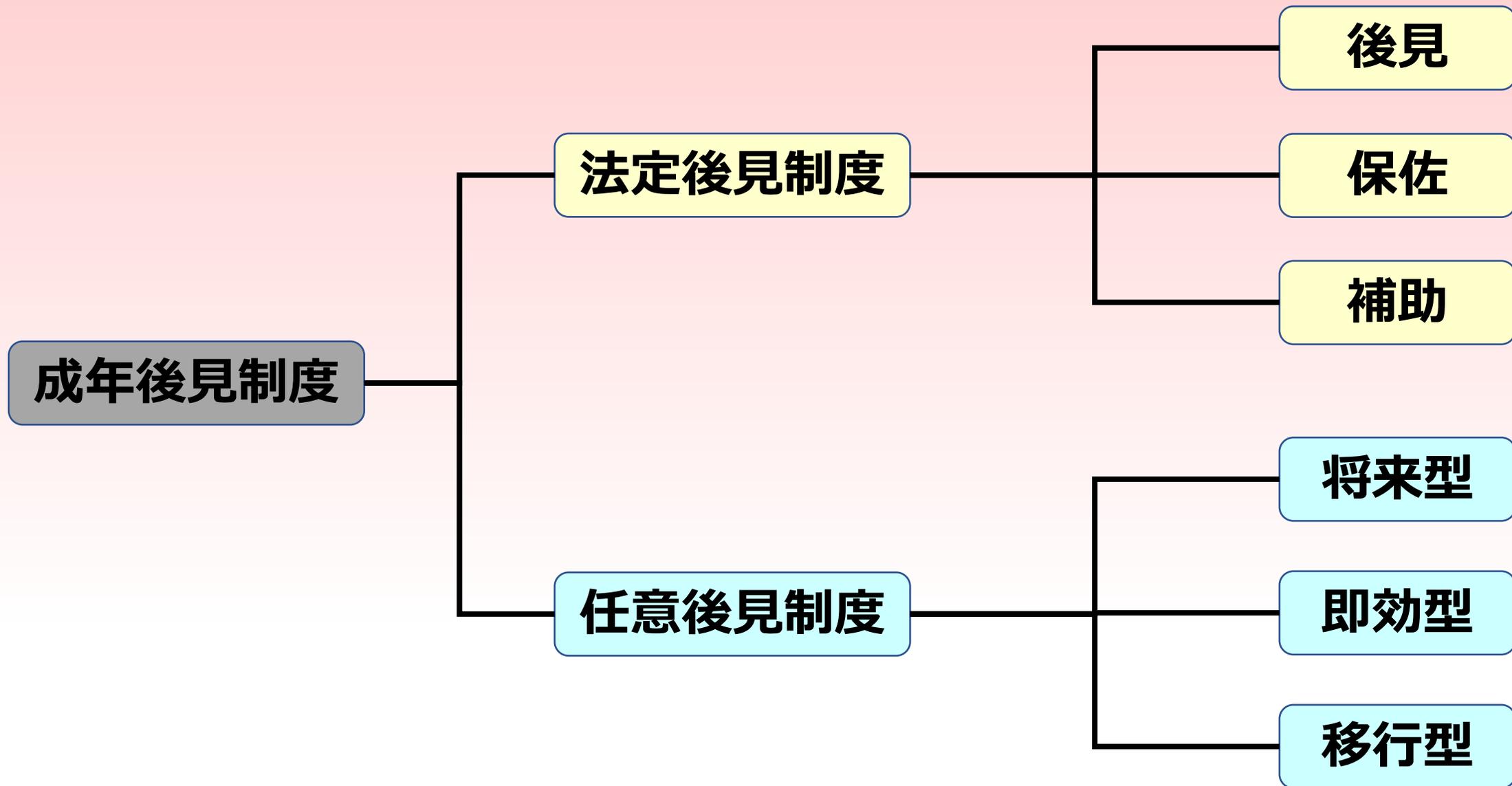
【子どもから大人へ：5つの視点】



⑤ 権利擁護

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。 ([厚生労働省HP](#)より)

自分で判断できない人の代わりに判断してくれる人を選んで、
財産や権利を守る制度



法定後見制度

後見

判断能力がほとんどない場合

買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ずだれかに代わってもらうなどの支援が必要

保佐

判断能力が著しく不十分な場合

日常の買い物程度は一人でできるが、自動車の購入など重要な財産の行為を一人でするのが難しい

補助

判断能力が不十分な場合

自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く、支援者の支えがあったほうがよい

後見人が行使できる権利

【代理権】 本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利

【同意権】 本人が行った法律行為を了解する権利

【取消権】 本人が行った法律行為に関して、不利と認められる場合は、その行為を取り消すことができる権利

- ① 預貯金の管理・解約
- ② 身上監護（障害者施設、高齢者施設との入所契約をするなど）
- ③ 不動産の処分
- ④ 相続手続き
- ⑤ 保険金受取
- ⑥ 訴訟手続きなど

- ① 障害特性等のために、精神科病院での入院治療が必要なとき
- ② 知的障害や精神障害のある子の将来が不安なとき
（親なきあと）
- ③ 単身のため、今後の対応が不安なとき
（緊急時の対応や亡くなった後の対応など）
- ④ 自分らしい当たり前の生活を望みたいとき など

法定後見人			管理財産額 5,000万円 超の場合	法定後見 (72万/年)
管理財産額	月額	年額	10年	720万円
1,000万円以下	2万円	24万円	20年	1,440万円
1,000万円 ~5,000万円	3~4万円	36~48万円	30年	2,160万円
5,000万円~	5~6万円	60~72万円	40年	2,880万円

最高裁判所HP (成年後見人等の報酬額のめやす)

子どもから大人になる進路選択



障害児成長支援協会 子どもから大人になる進路選択

支援に活かす力量 第10回 障害児成長支援協会 R7.2.18

子どもから大人になる進路選択

- ◆ セミナープレゼン資料(サクスシェア田中聡)

 [R7.2.18子どもから大人になる進路選択](#)

- ◆ 障害福祉サービスの利用について(全国社会福祉協議会)

 [障害福祉サービスの利用](#)

- ◆ [障害年金の基礎知識\(千葉障害年金相談センター\)](#)

- ◆ [障害者\(児\)福祉の手引き\(福岡市\)](#)

- ◆ [あんしん保険\(ぜんち共済株式会社\)](#)

- ◆ [一般社団法人信託協会](#)

- ◆ [成年後見制度はやわかり\(厚生労働省\)](#)

※ セミナーのご感想をお寄せいただくと幸いです(〃)

研修アンケート入力

・ 子どもから大人になる進路選択のこつ

R7.2.18 障害児成長支援協会

セミナーのご感想を
お願いします。



合同会社サクスシェア 相談支援専門員 田中聡

